

苦 情（4月）

電 話	危険運転等（煽り、急な割込み）	1 日
内容	3月31日午前11時30分ごろ、福島県本宮付近R4号線第2車線を軽自動車で行中、後ろを走る当該トラックにしばらく煽られた後、ぶつかるほど近い距離で第一車線に車線変更し追い越しをかけられた。右折ラインに避けて事なきを得たが、大変怖い思いをしたため、協会から注意指導してほしい。	
対応	運行管理者にてドラレコ確認したところ、煽り運転はしていないが、上り坂で踏み込まなければならぬため、だんだん距離が近づいていたことがあったのは確かだった。追い抜くときもギリギリではなかったが、相手からは近く感じたかもしれないとのこと。通報者が軽自動車ということもあり、トラック側から見て大丈夫であっても相手側は非常に近く感じることもあるので、ドライバーに注意指導するとの回答あり。	
電 話	危険運転等（煽り、速度超過）	13 日
内容	4月12日（日）0時ごろ、国道4号線上り 郡山市ドン・キホーテ付近左側車線走行中後ろから当該車両に煽られ、追越し車線に避けても後ろから煽られた。後にナンバー確認のため後ろに付くと、100キロ以上出ていた。危険な運転だったため、協会から指導してほしい。	
対応	会社名が不明の為、宮城運輸支局に報告し対応を依頼。	
電 話	危険運転等（急な割込み）	22 日
内容	4月21日（火）23時50分過ぎ、東北道上り車線、仙台南インターを過ぎたあたりで、当該車両が追越し車線から、走行車線を走っていた通報者トラックの前に急に入ってきた。ウィンカーも一回出すか出さないか位で車間距離は5mも無い位だった。非常に危険だったので指導してほしい。	
対応	当該会社運行管理者より、同社にも通報者の方から直接電話があり、当該ドライバーにはヒアリング済であった。当該ドライバーの言い分としては、その前に通報者（トレーラ）の車両が追越しを掛けてきたり、当該ドライバーの車線変更を邪魔するような行為があったため、張り合ってしまったとのことであった。運行管理者から当該ドライバーに対し、そのような状況になっても、急な割込み等は危険なのでおこなわないこと、またSAに入りやりすぎするようにするように指導したとのこと。	